

令和3年10月 14日

利用者・御家族の皆様

大阪府立障がい者自立センター所長

当センターにおける今後の新型コロナウイルス感染症対策の取組等について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき令和3年7月30日に本府ほか3県を実施区域として追加する新型コロナウイルス感染症緊急事態措置[期間8月2日～8月31日]は2度の期間延長を経て、9月30日に終了しました。

当センターにおきましては、緊急事態措置終了後も必要な感染症対策の取組みを継続するとともに、再度、緊急事態措置が適用された場合等の取組及びセンター内で新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応をあらかじめ定めることにより、こうした事態に適切に対応できるよう準備することといたしましたので、御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

第1 新型コロナウイルス感染症緊急事態措置終了後の取組について

本府からの要請内容を踏まえて、利用者の皆様への感染拡大防止に関するお願いは、令和3年3月時点の要請内容を基本としたものに変更（緩和）します。

1 基本的な感染対策

(1) マスクの着用

ア 就寝・飲食・入浴等マスクの着用ができない場合を除き、常にマスクを着用してください。

イ マスクを着用していないときは、会話を極力控えてください。

ウ マスクは、不織布マスクの利用を推奨します。

(2) 石けんによる手洗い・アルコールによる手指消毒

ア センターの建物に入るとき、センター内で部屋を移動するときには、石けんによる手洗い又は手指消毒をしてください。

イ トイレを利用した後も、石けんによる手洗いをしてください。

(3) 定期的な換気

ア 居室の定期的な換気をお願いします（換気装置は24時間常時運転してください）。

イ 1日に1回午前中に、職員が居室の窓を開けさせていただきます。

ウ プログラムを実施する部屋については、プログラムの実施に支障のない範囲で窓を開けての換気を行います。

2 健康管理

(1) 健康確認

毎日、健康状態の確認をお願いします。「朝の会」等で体温測定をします。

(2) 発熱や風邪症状による体調不良がある場合の対応

ア 概ね37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は、終日自室静養とします。

イ 概ね37.5℃以上の発熱や強い風邪症状がある場合は、個室静養とし、新型コロナウイルス検査を受けていただきます（居室が一人部屋でない場合は、移動いただきます）。

陰性の場合、症状軽快（解熱）後、24時間は個室で待機いただきます。

ウ イの場合、濃厚接触者となる可能性がある同室者等についても、検査結果が出るまでの間、個室待機等をしていただきます（居室が一人部屋でない場合は、移動いただく場合があります）。

3 外出

(1) 外出時もマスクを着用してください。

(2) 混雑した場所や時間は避け、換気の悪い場所には行かないようにしてください。

(3) 保健所の疫学調査に協力する必要があるため、必ず外出先（行先）を申告してください。

(4) 各自治体の要請時間以降に営業したり、カラオケを提供している飲食店等の利用はしないでください（本府の要請期間中）。

(5) 会食をする場合も、少人数のマスク会食や黙食をお願いします。

(6) 外出中、帰所後に体調に異変があれば、すぐに職員に知らせてください。

4 面会

(1) 利用者又は面会者のいずれかが、体調不良の場合は、面会は制限させていただきます。

(2) 面会者が、施設に入られる際には、マスク着用、1階テクノエイド入口での検温及び手指の消毒をお願いします。

(3) (2)の後、必ず2階事務所（職員室）にお越しいたき、面会簿への記入、改めての職員による検温、体調確認をお願いします。

(4) 面会場所は、次表によりお願いします。外泊や通院の送迎時に御家族が居室に入室することは差し支えありません（同室者への御配慮をお願いします）。

	面会者が家族	面会者が家族以外
時間を要さない (概ね 15 分未満)	2 階面会室・談話コーナー	1 階テクノエイド
時間を要する (概ね 15 分以上)	1 階テクノエイド	

5 外泊

- (1) 外泊時も、「1 基本的な感染対策」、「3 外出」に準ずる感染対策をお願いします。
- (2) 御家族に、体調不良がある場合は、外泊は取りやめてください。
- (3) 外泊中も毎日、検温等を行い、お渡しする「健康管理シート」に記入してください。
- (4) 外泊中に、体調不良となった場合は、改善するまで自宅で静養してください。また、発熱があった場合は、かかりつけ医又は「新型コロナ受診相談センター」に検査について相談いただき、検査結果が出て、改善するまで、自宅で静養をお願いします（保健所から指示がある場合はその指示に従ってください）。
- (5) 外泊から戻る前は、必ず、帰所当日の午前 9 時から午後 5 時までの間に、当センターに電話連絡いただき、外泊中の健康状態についてお知らせください。なお、同居の御家族や外泊中に接触のあった方に、発熱や体調不良があった場合は、利用者御本人に発熱や症状がなかったとしても、必ず職員に報告をお願いします。
- (6) 帰所時にも、職員により再度健康状態の確認をさせていただきます。

6 自立訓練サービスの実施について

- (1) 自立訓練サービス（以下「プログラム」という）については、換気の実施、参加人数の調整、参加者の物理的な距離等に配慮し、職員はマスク着用の上、実施します。
- (2) プログラムのカラオケは、当分の間、中止とさせていただきます。
- (3) プログラムにおいて使用した備品等の消毒等を徹底するためにプログラム時間を 5～10 分程度短縮させていただく場合があります。

第2 新型コロナウイルス感染症緊急事態措置が適用された場合等の取組について

再度、緊急事態措置が適用された場合等には、取組の強化を行います（第1との変更箇所には下線をつけています）。

なお、緊急事態措置が適用された場合等とは、緊急事態措置、又はまん延防止等重点措置が適用された場合のほか、大阪府による医療非常事態宣言や不要不急の外出自粛要請があった場合をいいます。

1 基本的な感染対策

第1の1と同じ。

2 健康管理

第1の2と同じ。

3 外出

(1) 外出時もマスクを着用してください。

(2) 不要不急の外出は自粛してください。

外出については、

ア 通院、日用品の購入、健康維持のための散歩等必要不可欠の目的のみとしてください。

通院等により長時間の外出となる場合を除き、外食は控えていただくようお願いします。

イ 外出時間は、最短時間としてください（散歩、買い物は1時間以内）。

ウ 散歩目的の外出先は、万領中央公園又は万代池公園としてください。

また、外出の終了時間は、「午後9時まで」を「午後8時まで」に変更させていただきます。

(3) 保健所の疫学調査に協力する必要があるため、必ず外出先（行先）を申告してください。

(4) 外出中、帰所後に体調に異変があれば、すぐに職員に知らせてください。

4 面会

(1) 利用者又は面会者のいずれかが、体調不良の場合は、面会は制限させていただきます。

(2) 不要不急の面会はお控えください。面会者は御家族に制限させていただきます。

(3) 面会者が、施設に入られる際には、マスク着用、1階テクノエイド入口での検温及び手指の消毒をお願いします。

(4) (3)の後、必ず2階事務所（職員室）にお越しいただき、面会簿への記入、改めての職員による検温、体調確認をお願いします。

(5) 面会場所は、次表によりお願いします。外泊や通院の送迎時に御家族が居室にごく短時間入

室することは差し支えありません。

	面会者が家族	面会者が家族以外
時間を要さない (概ね 15 分未満)	<u>1 階テクノエイド</u>	<u>(制限)</u>
時間を要する (概ね 15 分以上)		

5 外泊

第 1 の 5 と同じ。

6 自立訓練サービスの実施について

- (1) 自立訓練サービスについては、換気の実施、参加人数の調整、参加者の物理的な距離等に配慮し、職員はマスク着用の上、実施します。
- (2) プログラムのカラオケは、当分の間、中止とさせていただきます。
- (3) プログラムにおいて使用した備品等の消毒等を徹底するためにプログラム時間を 5～10 分程度短縮させていただく場合があります。
- (4) 利用者の新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応については「第 3 利用者等の新型コロナウイルス感染が判明した場合」を参照ください。
- (5) 公共交通機関を利用する交通外出や施設等の見学・体験等は、延期とします。ただし、地域移行や復職等のために、時機を逸することができない外出又は外出訓練、支援会議等については、必要な感染予防対策を講じ、実施する予定です。

第3 利用者等の新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応について

利用者・職員等の新型コロナウイルス感染が判明した場合、その対応については、保健所の指示に従うこととしていますが、指示があるまで時間を要する可能性があることを想定し、この間の初期対応を定めることとしました。

これらの対応については、センター内の感染発生状況や職員体制に応じて、変更がありうるものですので、あらかじめ御承知おきください。

1 利用者の新型コロナウイルス感染が判明した場合

- (1)感染者が1名でも発生した場合は、集団感染（クラスター）発生の可能性があるため、症状が出た日の翌日から数えて、最低2日間はすべての利用者の居室からの移動を制限させていただきます。
- (2)さらに、施設内感染拡大防止のために、感染した利用者及び濃厚接触者となる利用者に対応する職員とそれ以外の利用者に対応する職員を分離して、サービス提供を行う予定です。このため移動の制限解除後も自立訓練サービスの一部又は全部を休止する場合があります。
- (3)感染者や濃厚接触者が多数となった場合、やむを得ず、感染者・濃厚接触者ごとの同室静養、さらに自室静養の方法をとる場合があります。
- (4)居室からの移動制限期間中は、外出及び面会は制限させていただきます。
- (5)症状のない方にも、検査をお願いする場合があります。

2 職員等の新型コロナウイルス感染が判明した場合

職員等についても、利用者の皆様同様、基本的な感染対策を徹底しつつ、健康管理、体調不良時の早期の医療機関の受診の取組等を継続します。職員等の新型コロナウイルス感染が判明した場合も、「1 利用者の新型コロナウイルス感染が判明した場合」に準ずる対応を行う予定です。

また、厨房スタッフの新型コロナウイルス感染が判明した場合は、厨房再開までの間、通常と異なる献立等により食事を提供させていただくこととなります。

恐れ入りますが御理解・御協力をお願い申し上げます。

御不明の点等ございましたら、次の連絡先までお問合せください。

大阪府立障がい者自立センター

電話 06-6692-2971

ファクシミリ 06-6692-2974

URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/shogaishajiritsu/jiritsu01/index.html>

